

大気汚染防止法に基づく
石綿飛散防止手続き・作業マニュアル
(Ver. 1)

沖縄県

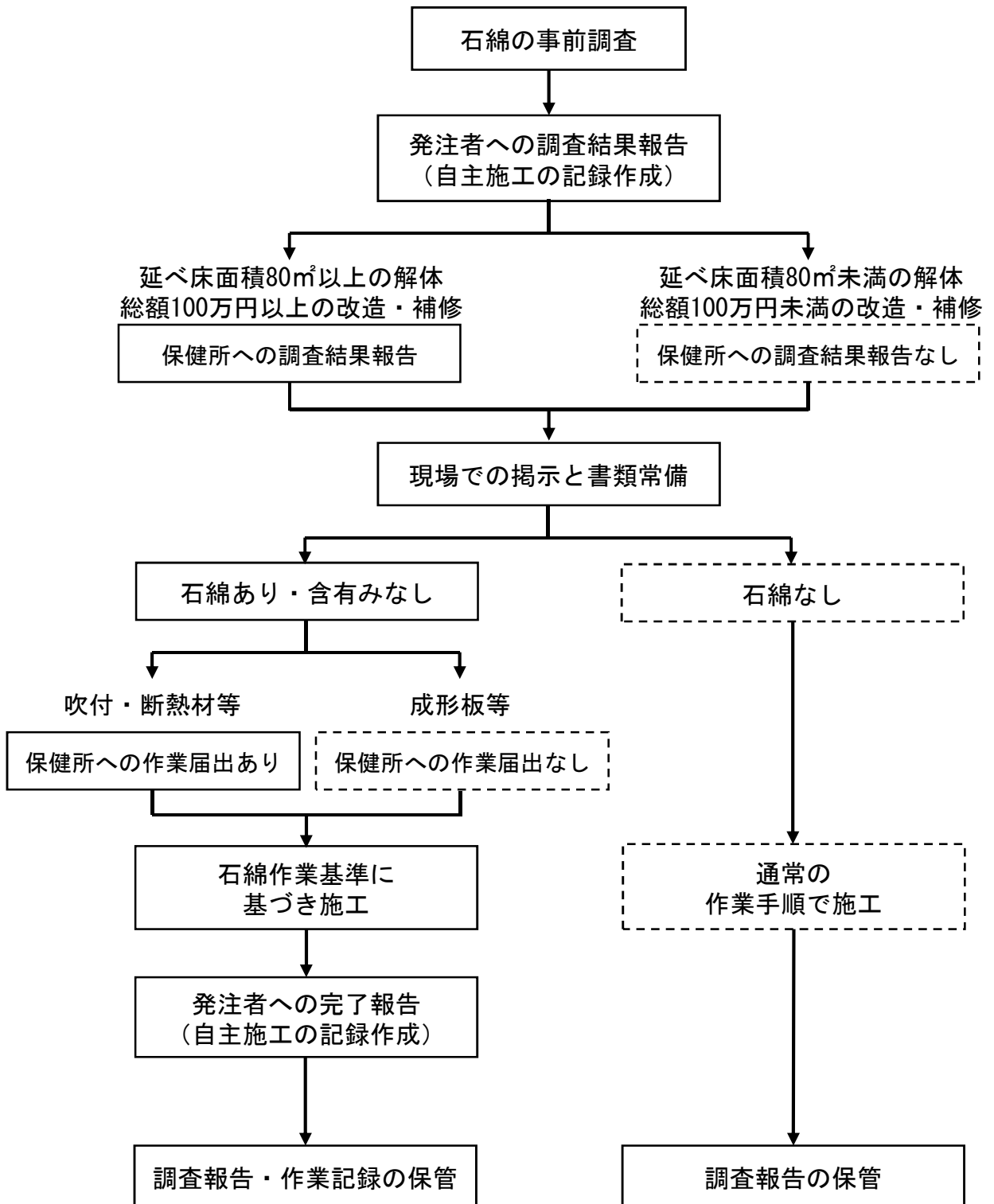
令和5年2月

目 次

1.	全体の概略	1
2.	石綿有無の事前調査	2
3.	発注者への調査結果報告（自主施工の記録作成）	3
4.	保健所への調査結果報告	4
5.	現場での掲示と書類常備	5
6.	保健所への作業実施届出	6
7.	作業基準 -吹付石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法	7
8.	作業基準 -吹付石綿・断熱材等をグローブバッグで除去する工法	8
9.	作業基準 -吹付石綿・断熱材等を囲い込み・封じ込めする工法	8
10.	作業基準 -仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用して除去する工法	9
11.	作業基準 -仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用せず除去する工法	9
12.	作業基準 -ケイ酸カルシウム板第一種を除去を除去する工法	10
13.	作業基準 -その他の石綿含有成形板等を除去を除去する工法	10
14.	発注者への完了報告（自主施工の記録作成）	11
15.	調査結果・作業記録の事業所保管	12
16.	書類作成要領 -発注者への調査結果報告書面	13
17.	書類作成要領 -保健所への調査結果報告書面	13
18.	書類作成要領 -現場での掲示と書類常備	14
19.	書類作成要領 -保健所への作業実施届出書	15
20.	書類作成要領 -発注者への完了報告書	16
21.	書類作例	17
22.	問い合わせ窓口一覧	44

1. 全体の概略

必要な手続・作業は次のフローチャートのとおり。それぞれの詳細については対応する解説ページを参照して下さい。



2. 石綿有無の事前調査

(1) 調査対象の工事

- ① 建物の解体工事
 - ② 建物の改造・補修工事
 - ③ 工作物の解体・改造・補修工事
- ※延床面積・費用総額に関わらず調査が必要です。

(2) 調査対象の建材

吹付石綿、断熱材等、仕上塗材、成形板、その他石綿を含む可能性がある建材。
※建材の詳しい区分は添付資料を確認して下さい。

(3) 調査の方法

書面調査と現地調査は基本的に両方とも必須です。
現地調査は、令和5年10月1日より資格取得者による実施が義務付けされます。

- ① 書面調査 設計図書等で建材の型番・製造年月日を確認するなど
- ② 現地調査 現場で建材を目視調査し、認証マーク等で確認するなど
- ③ 分析調査 書面・現地調査で確定できない場合は必ず分析で確認

※建材等の石綿使用が禁止された平成18年9月1日以後に着工した物件については、書面調査（建築年月日の確認）のみで完了できます。

(4) 調査の実施義務がある者

令和5年10月1日から、調査資格者による実施が義務化されます。

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請け業者
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主

※調査を外部委託しても構いません

※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、両方の受注者がそれぞれ調査義務を負います。

(5) 調査実施のタイミング

- ① 着工前に調査できる箇所 → 着工前に調査を完了させる
- ② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査できる状態になったら直ちに調査する

※着工後に調査を開始した箇所については、調査結果が判明するまでは撤去・解体しないでください。

3. 発注者への調査結果報告（自主施工の記録作成）

(1) 対象の工事

- ① 建物の解体工事
- ② 建物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・費用総額・石綿の有無に関わらず報告が必要です

(2) 報告・記録義務のある者

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請け
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主

※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、両方の受注者がそれぞれ報告義務を負います。

(3) 報告・記録の方法

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請けが施主に行う
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主が自ら記録を作成する

※参考様式の書面により報告・記録する（書面は電子データでも構いません）

(4) 報告・記録のタイミング

- ① 着工前に調査できる箇所 → 着工前に報告・記録を完了させる
- ② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査完了後直ちに報告・記録する

※着工後に調査を開始した箇所については、報告・記録を完了するまでは撤去・解体しないでください。

(5) 石綿なしの場合の報告・記録書面

- ① 解体等工事に係る事前調査書面（自主施工の場合は不要）
- ② 調査結果一覧表（分析結果など石綿なしの根拠資料も必要）

(6) 石綿あり・含有みなしの場合の報告・記録の内容

- ① 解体等工事に係る事前調査書面（自主施工の場合は不要）
- ② 調査結果一覧表（分析結果など石綿なしの根拠資料も必要）
- ③ 作業方法説明書
- ④ 全工事期間の工程表
- ⑤ 敷地内建物配置図
- ⑥ 調査箇所平面図

※上記書類が作成されていない場合、法令違反として処分対象となります。

4. 保健所への調査結果報告

(1) 対象の工事

- ① 建物の解体工事のうち、物件の延床面積が80㎡以上のもの
 - ② 建物の改造・補修工事のうち、費用総額が100万円以上のもの
 - ③ 工作物の解体・改造・補修工事のうち、費用総額が100万円以上のもの
- ※石綿の有無に関わらず報告が必要です。

(2) 報告義務のある者

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請け
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主

※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、両方の受注者がそれぞれ報告義務を負います。

(3) 報告の方法

- ① 石綿事前調査結果報告システムを使用する
URL <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>
※原則として電子申請により報告してください。
※申請IDの取得に1～2週間程の時間を要する場合もあるので、早めの取得を推奨します。
- ② 書面により行う
ID申請中等の理由により電子申請ができない場合に限り、書面を受け付けます。
法定の様式により書面で提出して下さい。押印は不要です。

(4) 報告のタイミング

- ① 着工前に調査できる箇所 → 着工前に報告を完了させる
- ② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査完了後直ちに報告する

※着工後に調査を開始した箇所については、報告を完了するまでは撤去・解体しないでください。

(5) 注意点

- ① 複数の敷地で行われる工事を1件の報告にまとめることはできません。
正しく報告されていないものとして、工事の一時停止を求めることがあります。
- ② 解体工事において、「躯体解体」と「石綿含有建材撤去作業」を別発注として
いる場合、「石綿含有建材撤去作業」も解体工事として取り扱い、報告が必要
かどうかの基準は延床面積で判断します。「石綿含有撤去作業」のみを受注し
た場合は、解体工事の一部として行うものなのか確認してください。

5. 現場での掲示と書類常備

(1) 対象の工事

- ① 建物の解体工事
- ② 建物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・費用総額・石綿の有無に関わらず、掲示と書類常備の両方が必要です。

(2) 掲示の方法

- ① 掲示する内容
 - 参考様式「お知らせ看板」（A3以上の大ききで印刷する）
- ② 掲示する場所 公衆から見やすい場所（公道に面した敷地境界付近など）
- ③ 掲示する期間 工事期間中常に（石綿除去作業ではなく、工事全体です）

(3) 現場常備の方法

- ① 常備する書類一式
 - 解体等工事に係る事前調査書面（自主施工の場合は不要）
 - 調査結果一覧表（分析結果など石綿なしの根拠資料も必要）
 - 作業方法説明書
 - 作業工程表
 - 敷地内建物配置図
 - 調査箇所平面図

※石綿なしの場合、作業方法説明書から調査箇所平面図までを省略できます。
- ② 常備する場所 特に決まりはありません
- ③ 常備する期間 工事期間中常に（石綿除去作業ではなく、工事全体です）

(4) 注意点

掲示や常備書類が無い場合、石綿含有の可能性のある建材の除去作業、廃棄物の搬出作業について停止を求めることがあります。現場に立入した保健所職員から、掲示物や常備書類の確認を求められたときはいつでも提示できるようにして下さい。

6. 保健所への作業実施届出

(1) 対象の工事

- ① 吹付石綿の除去・囲い込み・封じ込め
- ② 石綿含有の断熱材・保温材・耐火被覆材の除去・囲い込み・封じ込め

※面積・費用に関わらず届出が必要です。

※②の場合、石綿非含有部分で切断するなど、石綿含有部分に触れずに除去できる場合には届出対象外です。（労働基準監督署への届出は必要です）

(2) 届出義務のある者

必ず施主が行います。

(3) 届出の方法

- ① 様式 第3の4「特定粉じん排出等作業実施届出書」を用いて書面で提出
- ② 提出部数 3部

(4) 届出のタイミング

- ・14日前までに各管轄保健所窓口で受付が必要です。
- ・着手したい日を0日目として14日目まで逆算して考えます。
- ・14日前の日が休日の場合、その前の平日に届出が必要です。
大型連休の後に工事を控えている場合は気をつけて下さい。

例1 金曜日が平日の場合

着手希望日 4月30日（土）→最短の届出日 4月15日（金）

例2 金曜日が公休日の場合

着手希望日 4月30日（土）→最短の届出日 4月14日（木）

7. 作業基準

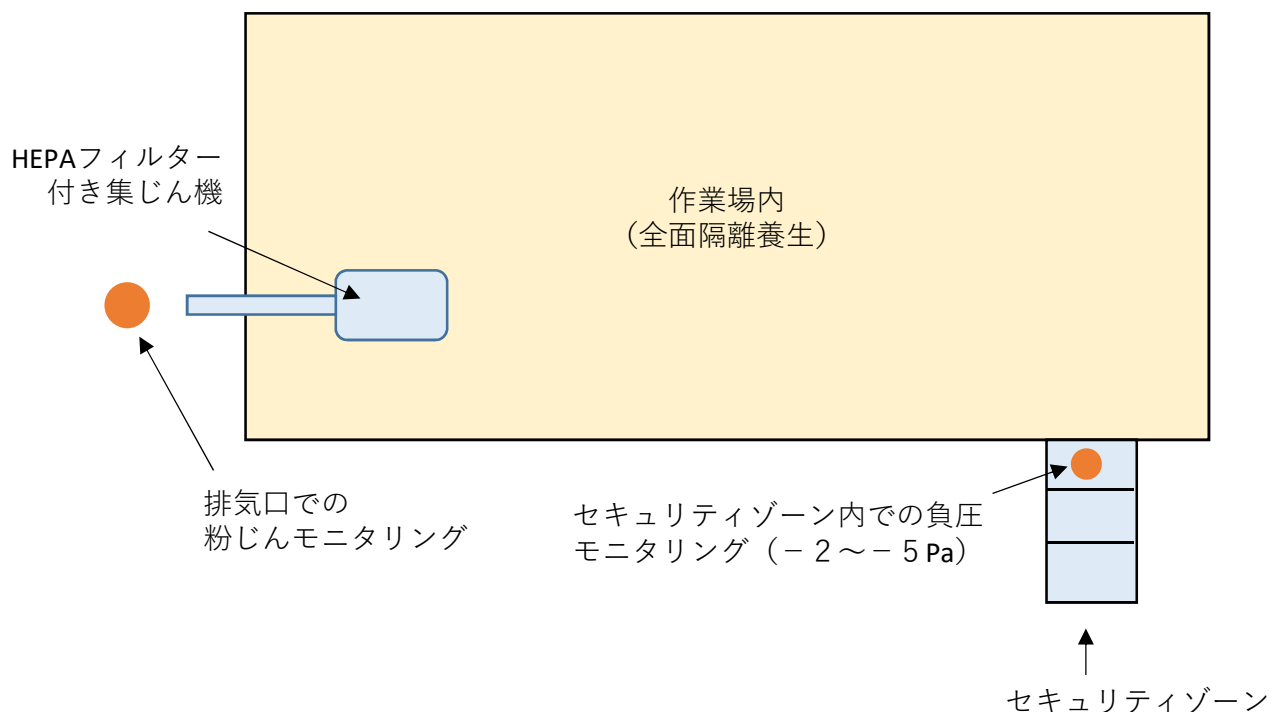
－吹付石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法

(1) ポイント

- ① HEPAフィルター付き集じん機を用いた負圧隔離養生
- ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ③ 負圧隔離空間内を負圧に保つ（ $-2 \sim -5$ Pa）
- ④ 集じん機排気口で粉じんのモニタリング
- ⑤ 除去後に粉じん飛散防止処理剤を散布
- ⑥ 除去後、隔離空間内の粉じんを完全に清掃する
- ⑦ 養生解体前に1.5時間以上、集じん機で換気
- ⑧ 取り残しの有無の確認（資格所行者が行う）
- ⑨ 養生解体前に隔離空間内部の粉じん測定

※詳細な作業フロー図は書類作例を参照してください

(2) 負圧隔離とモニタリングのイメージ



(3) HEPAフィルター付き集じん機の必要性能

作業場内の空気を、1時間に4回換気できる能力が必要です。1台で必要な能力が確保できない場合は、複数台の除じん機を設置してください。

例 隔離養生空間の容積が 100m^3

→ $400\text{m}^3/\text{hr}$ の能力が必要

→1台あたりの能力は $250\text{m}^3/\text{hr}$

→2台設置すると $500\text{m}^3/\text{hr}$ の能力があり、必要な能力を満足できる

8. 作業基準

－吹付石綿・断熱材等をグローブバッグで除去する工法

(1) ポイント

- ① グローブバッグ設置により隔離養生（負圧不要）
- ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ③ 除去後にHEPAフィルター付き掃除機により内部を真空にする
- ④ 取り残しの有無の確認（資格所持者が行う）

※詳細な作業フロー図は書類作例を参照してください。

9. 作業基準

－吹付石綿・断熱材等を囲い込み・封じ込めする工法

本マニュアルでは割愛します。保健所にご相談下さい。

10. 作業基準

－仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用して除去する工法

(1) ポイント

- ① 隔離養生（負圧不要）
- ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ③ 除去後、拭き取り及びHEPAフィルター付き掃除機により隔離空間内の粉じんを完全に清掃
- ④ 取り残しの有無の確認（資格所持者が行う）

※詳細な作業フロー図は書類作例を参照してください。

(2) 注意点

- ① 集じんカバー付き電動サンダーを使用する場合でも、実測により粉じんの飛散がないことを確認していない場合は隔離養生が必要です
- ② 「湿潤状態を維持」とは、**電動グラインダー**等で作業中にその箇所に薬液等を噴霧する等を意味し、粉じんを飛散させないことが原則です
- ③ 隔離空間内に粉じんが飛散・滞留している場合は、養生を解体する前に固化剤等の散布が必要です
- ④ 電動工具は湿潤で感電のおそれがあるので、空圧工具の使用が望ましいです

11. 作業基準

－仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用せず除去する工法

(1) ポイント

- ① 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ② 作業中に破片や飛沫が飛散する範囲（周囲の床・壁等）は養生する
- ③ 除去後に除去面・養生面を拭き取りし、作業場周辺の粉じんを完全に清掃する
- ④ 取り残しの有無の確認（資格所持者が行う）

※詳細な作業フロー図は書類作例を参照してください。

(2) 注意点

- ① 破片・飛沫の拭き取り清掃が不完全だと、乾燥後に石綿が飛散してしまいます。養生していない箇所に飛沫等が飛散してしまうと、拭き取りが不完全になってしまうので、養生は広めに行ってください。

12. 作業基準

ーケイ酸カルシウム板第一種を除去する工法

(1) ポイント

- ① 隔離養生（負圧不要）
- ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ③ 除去後に作業箇所・養生面を拭き取りし、周辺の粉じんを完全に清掃する
- ④ 取り残しの有無の確認（資格所持者が行う）

※詳細な作業フロー図は書類作例を参照してください。

(2) 注意点

- ① 除去作業は、できるだけ割らないように手工具で行います。
- ② 「湿潤状態を維持」とは、除去作業中に建材が割れてしまう場合には、割れるときにその箇所に薬液等を噴霧する等を意味し、粉じんを飛散させないことが原則です。
- ③ 隔離空間内に粉じんが飛散・滞留している場合は、養生を解体する前に固化剤等の散布が必要です。

13. 作業基準

ーその他の石綿含有成形板等を除去する工法

(1) ポイント

- ① 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ② 作業中に破片や飛沫が飛散する範囲（周囲の床・壁等）は養生する
- ③ 除去後に作業箇所・養生面を拭き取りし、周辺の粉じんを完全に清掃する
- ④ 取り残しの有無の確認（資格所持者が行う）

※詳細な作業フロー図は書類作例を参照してください。

(2) 注意点

- ① 除去作業は、できるだけ割らないように手工具で行います。
- ② 「湿潤状態を維持」とは、除去作業中に建材が割れてしまう場合には、割れるときにその箇所に薬液等を噴霧する等を意味し、粉じんを発生させないことが原則です。
- ③ 湿潤状態を維持できない場合、隔離養生が必要です。
- ④ 破片・飛沫の拭き取り清掃が不完全だと、乾燥後に石綿が飛散してしまいます。養生していない箇所に飛沫等が飛散してしまうと、拭き取りが不完全になってしまうので、養生は広めに行ってください。
- ⑤ スレート、床タイル、パッキン、接着剤等が含まれます。
- ⑥ 接着剤の除去方法については仕上塗材を参考にして下さい。

14. 発注者への完了報告（自主施工の記録作成）

(1) 対象の工事

次の工事のうち、石綿除去作業を行ったもの

- ① 建物の解体工事
- ② 建物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・費用総額に関わらず報告が必要です

(2) 報告・記録義務のある者

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請け
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主

(3) 報告・記録の方法

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請けが施主に行う
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主が自ら記録を作成する

※参考様式の書面により報告・記録する（書面は電子データでも構いません）

(4) 報告・記録のタイミング

石綿除去作業が完了したらできるだけ早く

(5) 報告・記録の内容

- ① 報告様式（自主施工の場合は不要）
- ② 状況写真
 - お知らせ掲示の設置状況
 - 養生・湿潤の状況
 - 石綿含有建材を除去する作業の状況
 - 清掃中・清掃後の状況
 - 養生解体前の、石綿の取り残しが無いことを確認できるもの
 - 大気環境測定の実施状況と結果（実施した場合）

15. 調査結果・作業記録の事業所保管

(1) 対象の工事

- ① 建物の解体工事
 - ② 建物の改造・補修工事
 - ③ 工作物の解体・改造・補修工事
- ※延床面積・費用総額・石綿の有無に関わらず保管が必要です

(2) 保管義務のある者

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請け
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主

(3) 保管の方法

- ① 施主が工事を外注する場合 → 受注元請けが自らの事務所で保管
- ② 施主が自ら施工する場合 → 施主が自らの事務所等で保管

参考様式の書面により保管する（書面は電子データでも構いません）

(4) 保管する内容

- ① 現場常備したのと同じ書類一式
- ② 発注者への完了報告・自主施工の作業記録一式

(5) 保管の期間

工事終了日から3年間保管する。

16. 書類作成要領

一 発注者への調査結果報告書面

(1) 石綿なしの場合の必要な書類

解体等工事に係る事前調査書面	作例 1
調査結果一覧表	作例 2

(2) 石綿あり・含有みなしの場合の必要な書類

解体等工事に係る事前調査書面	作例 1
調査結果一覧表	作例 2
作業方法説明書	作例 3～8
石綿作業工程表	作例 9
敷地内建物配置図	作例 10
調査箇所平面図	作例 11

17. 書類作成要領

一 保健所への調査結果報告書面

(1) 電子申請システムにより行う場合

電子申請システム内でのみ完結するため割愛します

(2) 書面により行う場合の必要書類

法定様式「石綿事前調査結果報告書」	作例 12
-------------------	-------

※法定様式のみ提出であり、添付資料は不要です。

※着工までに電子申請IDの取得が間に合わない場合など、例外的に書面報告を認めています。原則として電子申請を行うこととなっているので、早めにIDを取得しておいてください。

18. 書類作成要領

一現場での掲示と書類常備

(1) 石綿なしの場合の掲示

参考様式「お知らせ看板」

作例 1 3

(2) 石綿なしの場合の常備書類

解体等工事に係る事前調査書面

作例 1

調査結果一覧表

作例 2

(3) 石綿あり・含有みなしの場合の掲示

参考様式「お知らせ看板」

作例 1 4

(4) 石綿あり・含有みなしの場合の常備書類

解体等工事に係る事前調査書面

作例 1

調査結果一覧表

作例 2

作業方法説明書

作例 3～8

石綿作業工程表

作例 9

敷地内建物配置図

作例 1 0

調査箇所平面図

作例 1 1

20. 書類作成要領

一 発注者への完了報告

必要な書類

特定粉じん排出等作業完了報告書

作例 2 4

状況写真

省略

21. 書類作例

次の順序で作例を掲載しています。

- 解体等工事に係る事前調査書面（作例 1）
- 調査結果一覧表（作例 2）
- 作業方法説明書（作例 3～8）
- 工程表（作例 9）
- 敷地内建物配置図（作例 10）
- 調査個所平面図（作例 11）
- 法定様式「石綿事前調査結果報告書」（作例 12）
- 参考様式「お知らせ看板」（作例 13～14）
- 法定様式「特定粉じん排出等作業実施届出書」（作例 15～16）
- 養生平面図・断面図（作例 17～21）
- 集じん機設置台数計算書（作例 22）
- 大気環境測定計画（作例 23）
- 特定粉じん排出等作業完了報告書（作例 24）

作例 1 (1枚目)

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

- ①発注者 住所 沖縄市美原1丁目6番28号
 氏名 中部保健所 所長 中部 保太郎 様
- ②元請業者 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
 氏名 保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎
 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
 電話番号 098-●●●-●●●●●●

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	沖縄市美原1丁目6番28号		
④解体又は改造・補修着手年月日	2022 年 10 月 1 日	延床面積	200 m ²
⑤解体等工事の種類	(解体) 改造・補修	階数	地上3 階建
⑥建築物等の竣工年(新築工事の着工日記載の年を記載する)	昭和55 年		
⑦建築物等の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 (<input checked="" type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 株式会社石綿記入例 石綿 健司		
	講習実施機関の名称 (<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	2022 年 9 月 1 日		
⑩調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所	床下	
⑭事前調査	設置予定年月日	2022 年 10 月 1 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要	吹付、断熱材・保温材等レベル1、2建材で石綿有りの場合要とする

- 備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
 2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

⑯ 発注者氏名 中部保健所 所長 中部 保太郎

_____ 2022 年 9 月 14 日 _____

発注者へこの書面の説明を行いました。

⑰ 元請業者氏名 保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎

_____ 2022 年 9 月 14 日 _____

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

作例 1 (2枚目)

別紙 1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

① 特定粉じん排出等作業の種類	<p>大気汚染防止法施行規則別表第7</p> <p><input type="checkbox"/> 1の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く）</p> <p><input type="checkbox"/> 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 4の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く）</p> <p><input type="checkbox"/> 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業</p> <p><input type="checkbox"/> 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>
② 特定粉じん排出等作業の実施の期間	<p>自 2022年 10月 5日</p> <p>至 2022年 10月 31日</p>
③ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<p>1 吹付け石綿 (、 m²)</p> <p>2 石綿を含有する保温材 (、 m²)</p> <p>3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m²)</p> <p>4 石綿を含有する断熱材 (、 m²)</p> <p>5 石綿を含有する仕上塗材 (、 157.3 m²)</p> <p>6 石綿を含有する成形板等 (、 197.6 m²)</p> <p>詳細は別紙 のとおり</p>
④ 特定粉じん排出等作業の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> その他</p>
⑤ 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—
⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧ 作業の揭示	<p>設置予定年月日</p> <p style="text-align: right;">2022年 10月 1日</p>
	<p>設置場所</p> <p>別紙 のとおり</p>
⑨ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	<p>保健所記入例株式会社 現場代理人 現場 一郎</p> <p>電話番号 090-●●●●-●●●●</p>
⑩ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	<p>株式会社石綿記入例 現場代理人 石綿 健司</p> <p>電話番号 080-●●●●-●●●●</p>

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

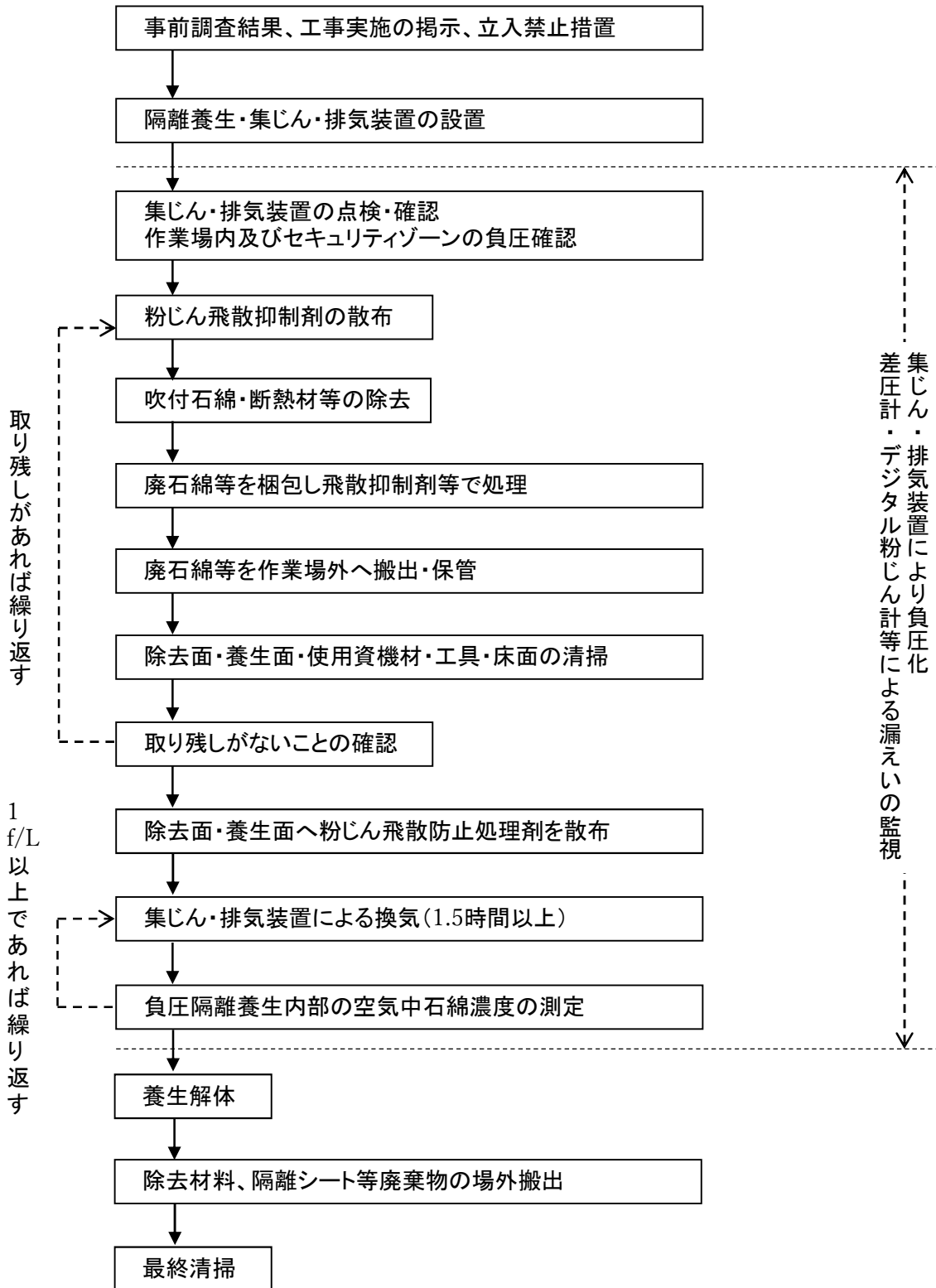
作例 2

調査結果一覧表													
階	室名	床	面積㎡	判断 根拠	備考	壁・巾木	面積 ㎡	判断 根拠	備考	天井	面積 ㎡	判断 根拠	備考
1階	店舗	Pタイル (石綿非含有) ・ 接着剤 (石綿含有)	17.5			ビニル巾木 (石綿含有) ・ 接着剤 (石綿含有)	1.9			石膏ボード		③	
	台所	Pタイル (石綿非含有) ・ 接着剤 (石綿含有)	24.6			ベニヤ板・タイル貼り		①		スレートボード	32.5		
	和室	合板下地 タタミ敷		①		ベニヤ板		①		合板		①	
	玄関	タイル貼り		①		ベニヤ板		①		スレートボード	3.0		
	トイレ	タイル貼り		①		タイル貼り		①		けい酸カルシウム 板第1種	3.0		
	浴室	タイル貼り		①		コンクリート		①		プラスチック		①	
	階段	木		①		ベニヤ板		①		スレートボード	2.4		
	和室	合板下地 タタミ敷		①		合板		①		合板		①	
	洋室 (元和室)	フローリング		①		合板		①		石膏ボード		④	新JISマークによりH24 年以後と判断
	洋室	フローリング		①		合板		①		スレートボード	21.0		
2階	トイレ	Pタイル (石綿含有) ・ 接着剤 (石綿含有)	3.0			ビニル巾木 (石綿含有) ・ 接着剤 (石綿含有)	0.7			プラスチック		①	
	外壁店舗側(1F・2F)	サイディングボード	30.5			けい酸カルシウム板第1種	7.0						
	外部外壁他3面(1F・2F)	仕上塗材				けい酸カルシウム板第1種	33.0						
	外部外壁他3面(1F・2F)	下地調整材											
			157.3										
			合計										
			337.4										

非含有判断根拠：①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
石綿除去対象を網掛けして示す。
建材がない場合は「ー」で示す。確認もれと区別するため、空白にはしない。

作業方法説明書

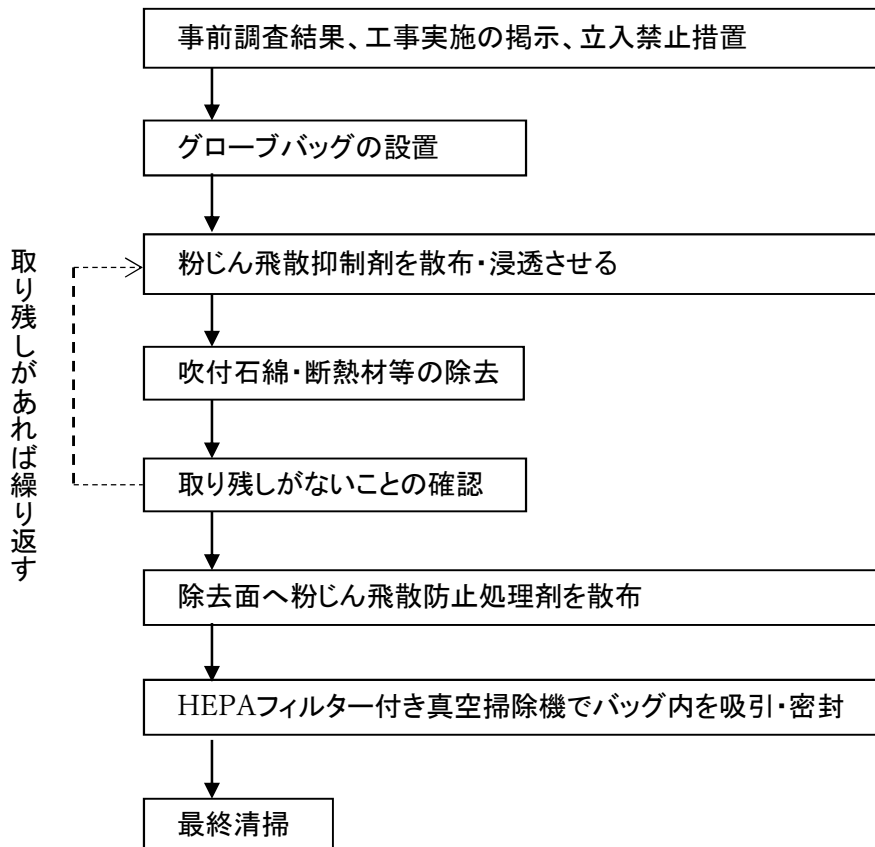
一吹付石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法



※より詳細な手順は、石綿飛散防止漏えい防止対策徹底マニュアルP118を参照

作業方法説明書

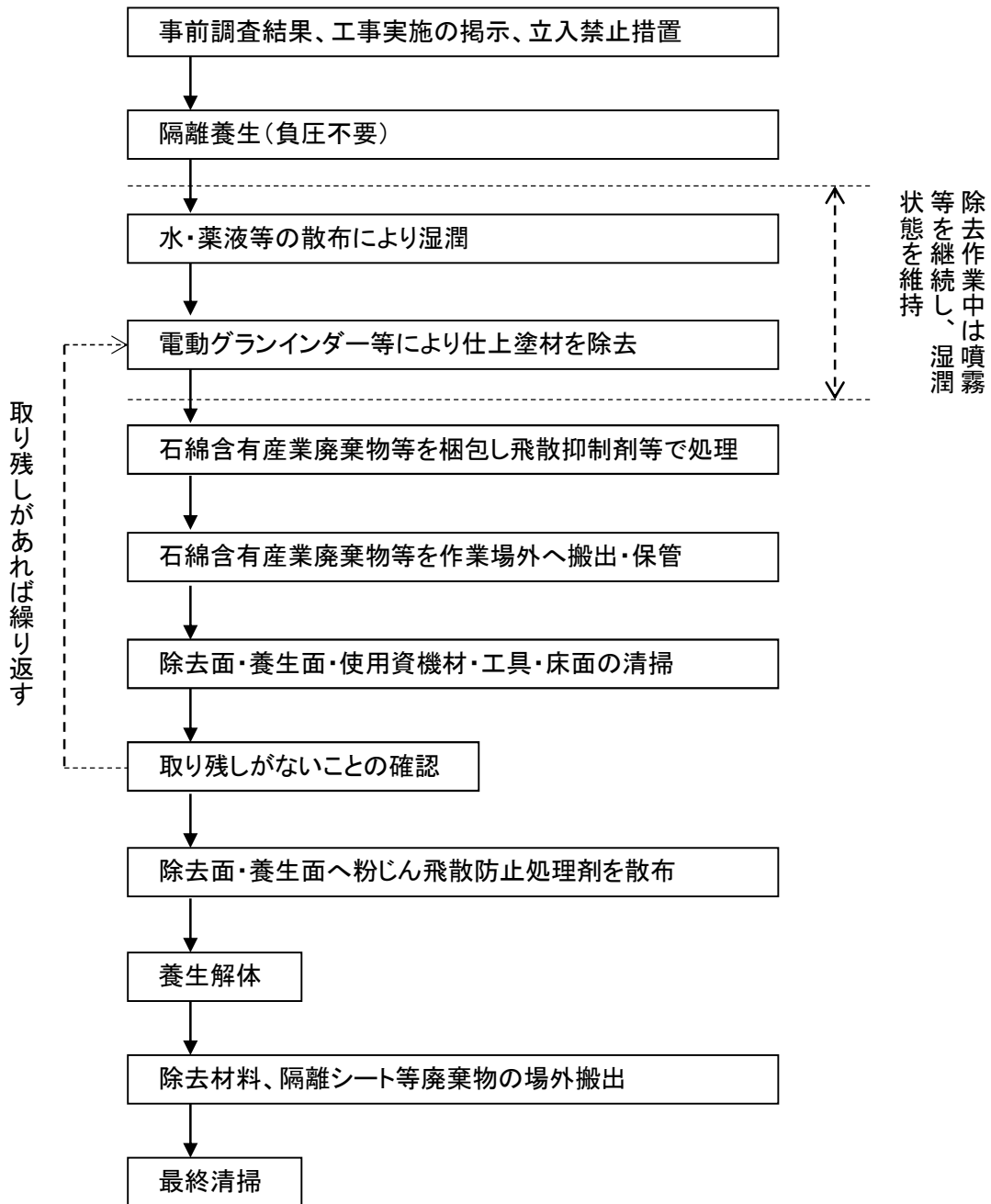
－吹付石綿・断熱材等をグローブバッグで除去する工法



※より詳細な手順は、石綿飛散防止漏えい防止対策徹底マニュアルP168を参照

作業方法説明書

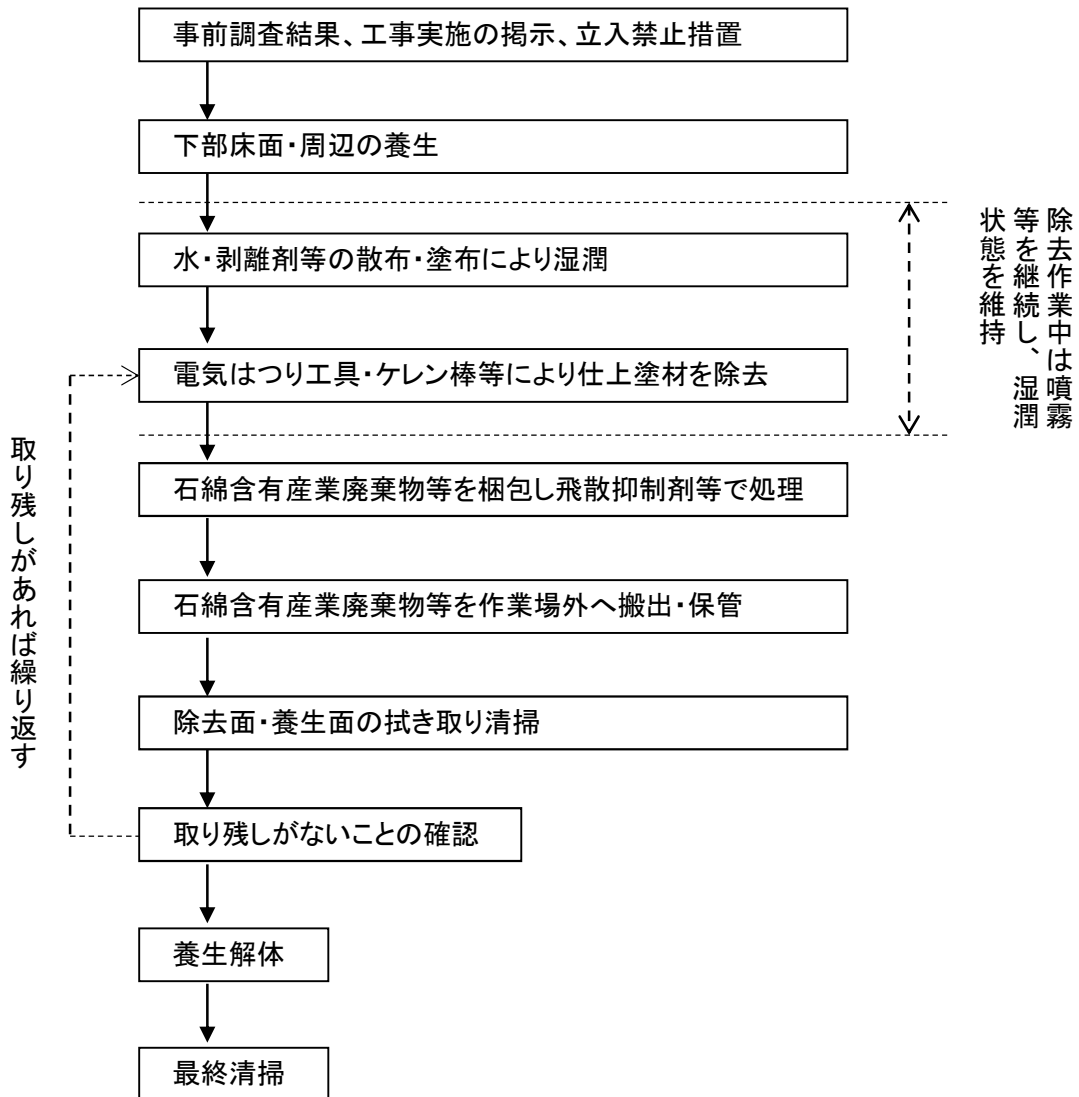
一仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用して除去する工法



※より詳細な手順は、石綿飛散防止漏えい防止対策徹底マニュアルP205を参照

作業方法説明書

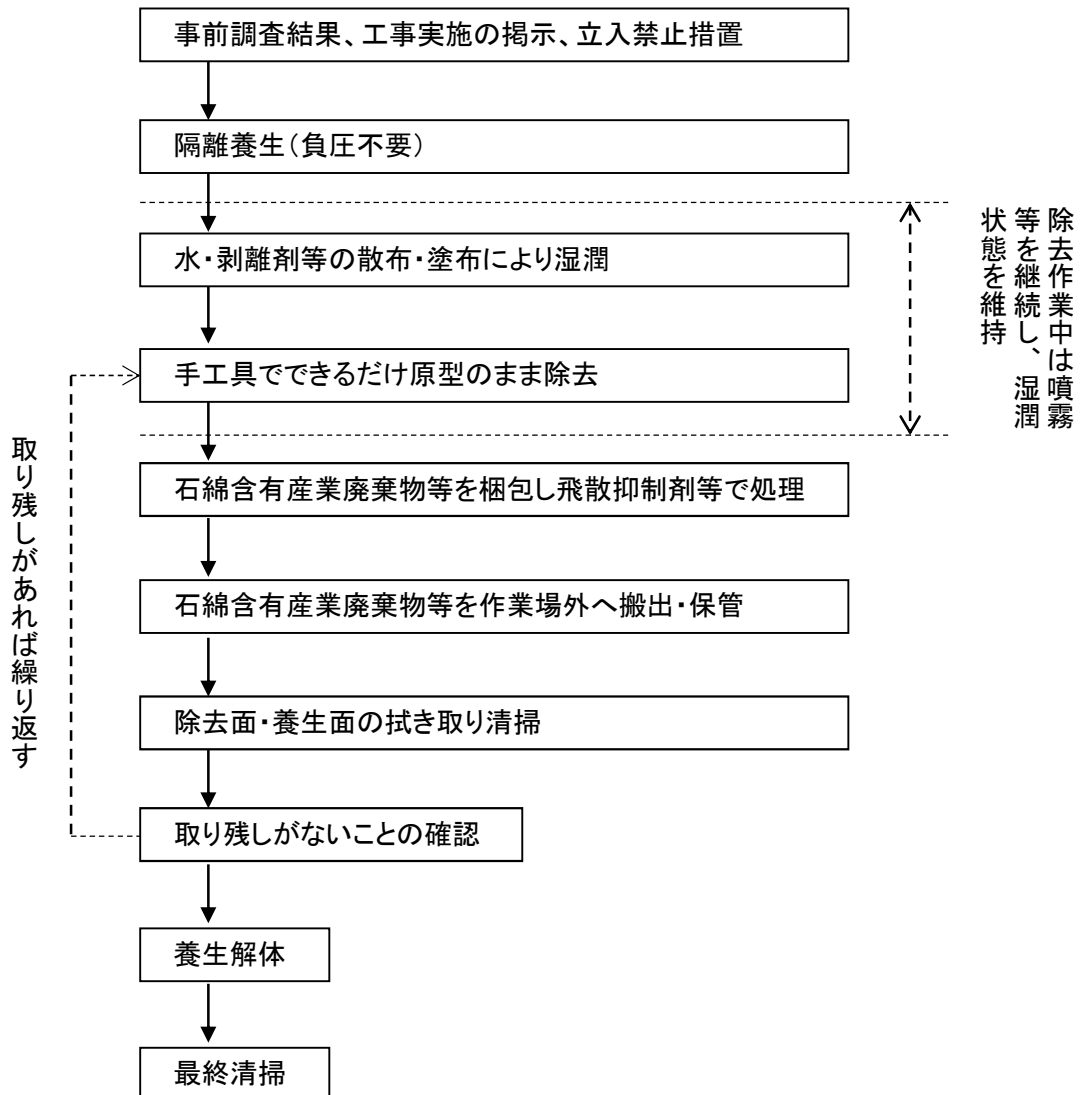
一仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用せず除去する工法



※より詳細な手順は、石綿飛散防止漏えい防止対策徹底マニュアルP204を参照

作業方法説明書

一ケイ酸カルシウム板第一種を除去する工法



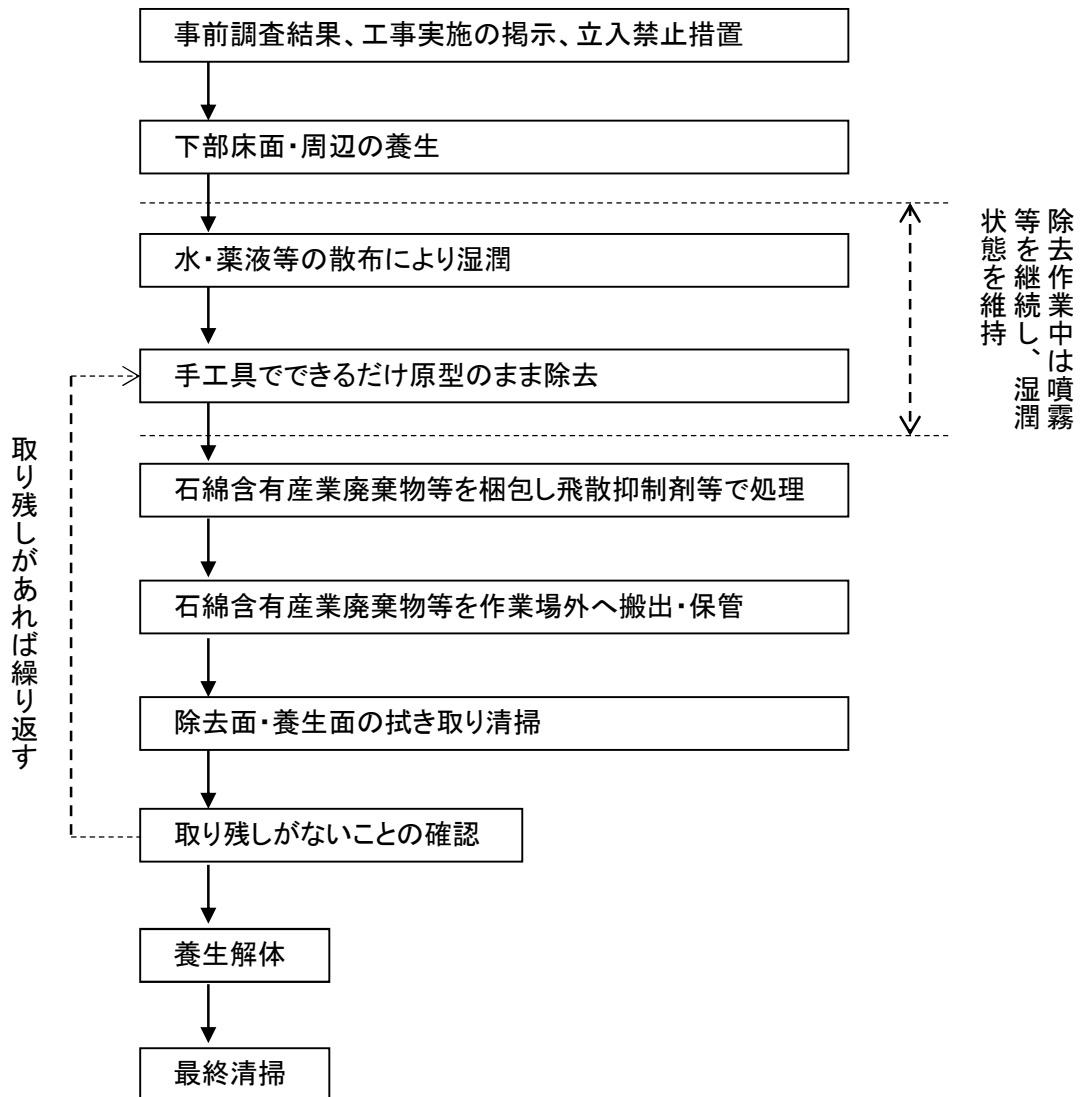
※より詳細な手順は、石綿飛散防止漏えい防止対策徹底マニュアルP179を参照

※「隔離養生」とは、除去面以外を全面的に養生することであり、開口部養生では不十分です。

作業方法説明書

—その他の石綿含有成形板等を除去する工法

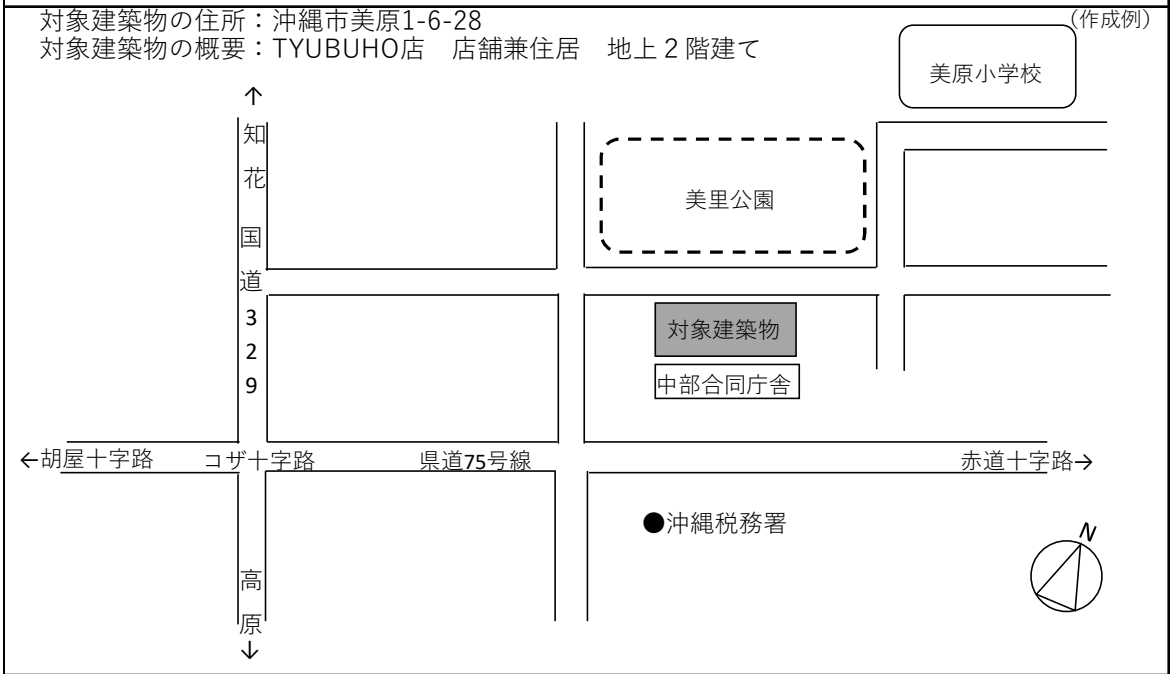
(フレキシブルボード、石膏ボード、シーリング、パッキン等)



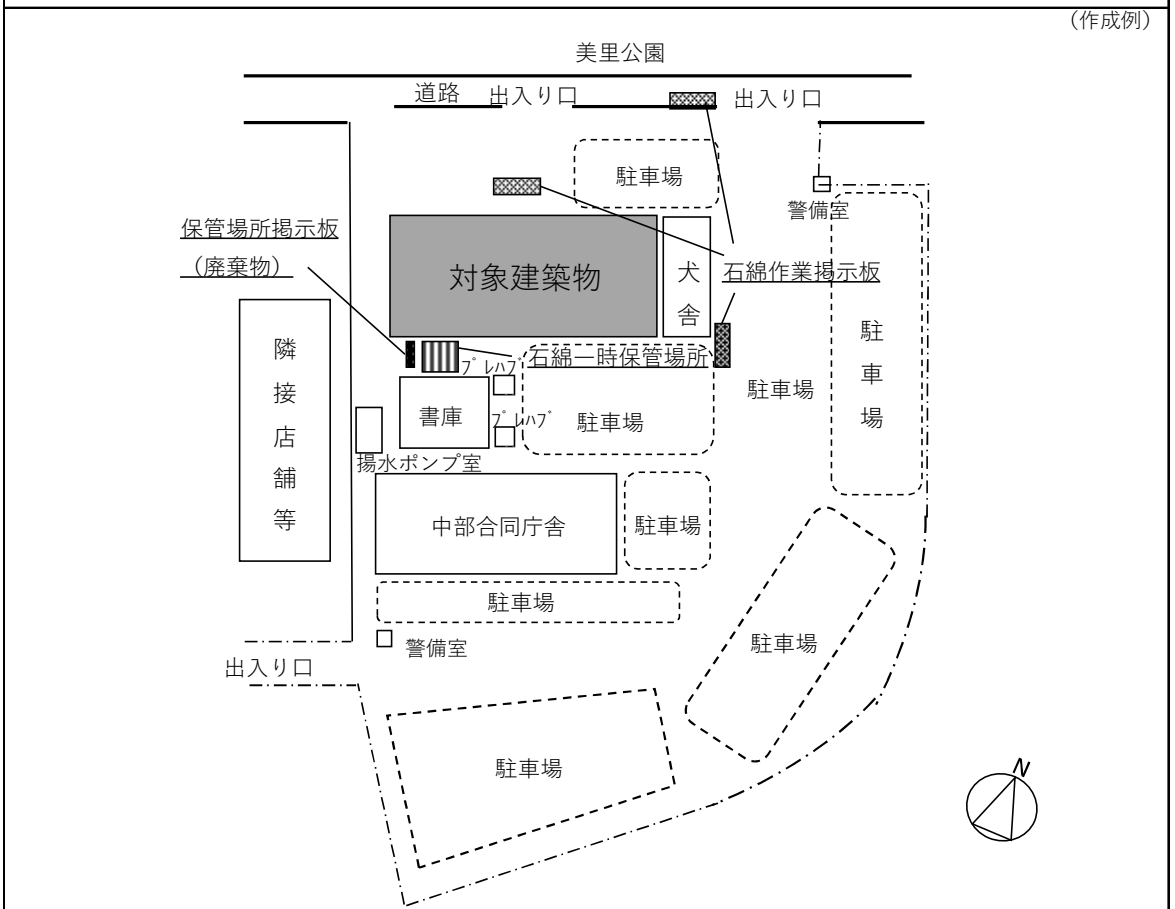
※より詳細な手順は、石綿飛散防止漏えい防止対策徹底マニュアルP180を参照

※接着剤はこの分類に区分されますが、電動工具を用いる場合は仕上塗材の工法に準じた対策が必要です。

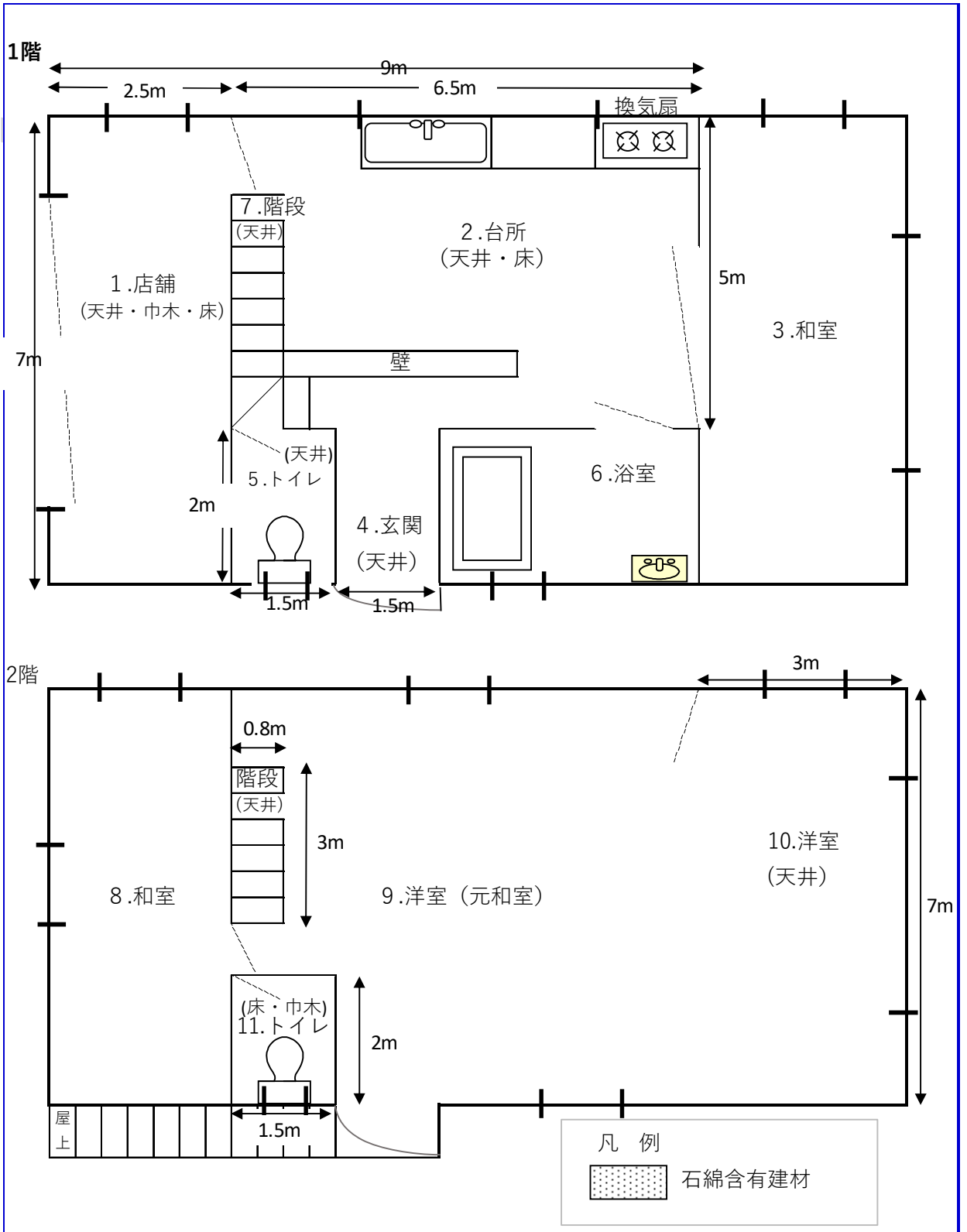
1. 付近の状況図



2. 建築物の配置図



調査箇所平面図



作例 12 (表面)

様式第3の4

事前調査結果報告書

2022 年 10 月 1 日

中部保健所長
殿

報告者 那覇市泉崎1丁目2番2号
保健所記入例株式会社
代表取締役 記入 例太郎

電話番号 098-●●●-●●●●●
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	中部保健所 所長 中部 保太郎 〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番28号		
解体等工事の場所	〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番28号		
解体等工事の名称	中部保健所解体工事		
解体等工事の概要	建築物の解体		
解体等工事の実施の期間	自 2022年10月 1日	※整理番号	
	至 2023年 1月 31日	※受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の 開始時期	2022年10月5日	※審査結果	
建築物等の設置の工事に着 手した年月日	1990年 4月 1日		
建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他)		
	延べ面積 500 m ² 階数 (地上3階、地下1階)		
	その他工作物		

作例 12 (裏面)

解体の作業の対象となる床面積の合計	500 m ²	※備 考
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計		
事前調査を終了した年月日	2022年9月1日	
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名	株式会社石綿記入例 石綿 健司
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行った箇所	外壁塗装、床タイル・接着剤、天井ボード類、建具廻り	
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	株式会社記入例分析センター 記入 例子	

建 築 材 料 の 種 類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠 ①目視 ②設計図書等(④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
	石綿有	みなし	石綿無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>

石綿使用なし記入例 ※揭示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称： 中部保健所解体工事		令和 4 年 9 月 1 日	元請業者（解体等工事の施工者かつ調査者）
調査終了年月日		令和 4 年 10 月 1 日	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
看板表示日		令和 4 年 1 月 31 日	保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎
解体等工事期間： 令和 4 年 10 月 1 日～			住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
調査方法の概要（調査箇所）			
【調査方法】 書面調査、現場調査、分析調査			
【調査箇所】 建築物全体 1～3階			
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）			
特定工事に該当しません。			
【石綿なし】			
外壁（ベージュ色）	塗装・下地調整剤	③	
外壁（緑色）	塗装・下地調整剤	③	
1階 軒天	フレキシブルボード	③	
1～3階 トイレ天井	フレキシブルボード	③	
1～3階 ビニル巾木	③		
1～3階 執務室・廊下天井	ロックウール吸音板	③	
1～3階 執務室・廊下床	Pタイル・接着剤	③	
外壁（緑色）	塗装・下地調整剤	③	
外壁 建具廻りシーリング	③		
屋上	ポリウレタン系防水材	③	
調査を行った者（分析等の実施者）			
氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者			
①	氏名	会員番号	
住所：			
分析を実施した者			
②	株式会社記入例分析センター	代表取締役	記入 例
氏名	分析 太郎	登録番号	●●●●
住所：	那覇市泉崎1丁目2番2号		
その他事項			
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す			
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明			
⑤材料の製造年月日			

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※揭示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注）}
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：中部保健所解体工事

調査終了年月日	令和 4 年 9 月 4 日
看板表示日	令和 4 年 10 月 1 日
解体等工事期間	令和 4 年 10 月 1 日 ~ 令和 5 年 1 月 31 日
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和 4 年 10 月 5 日 ~ 令和 4 年 10 月 31 日
【調査方法】	書面調査、現場調査、分析調査
【調査箇所】	建築物全体 1～3階
【石綿含有あり】	外壁（ベージュ色） 下地調整剤 クリソントイル 1階 軒天 フレキシブルボード クリソントイル 1～3階 ビニル巾木接着剤 クリソントイル 1～3階 トイレ天井 クリソントイル
【石綿含有なし】	○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 外壁（緑色） 塗装・下地調整剤 ③ 屋上 ポリウレタン系防水材 ③ 1～3階床 Pタイル・接着剤 ③
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法 <input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成型板等 フレキシブルボードはできるだけ原型のまま取り外すが、困難な場合は下部床面を養生し、水により湿潤状態を維持しながら除去する 石綿含有仕上塗材 外壁下地調整剤・ビニル巾木接着剤は、負圧隔離により除去する。
使用する資材及びその種類	HEPAフィルター付き集じん機、粉じん飛散防止処理剤、ディスクサンダー、養生シート（厚さ0.15mm）、養生テープ等
備考：その他の条例等の届出年月日	
発注者または自主施工者	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 中部保健所 所長 中部 保太郎
住所	沖縄市美原1丁目6番28号
元請業者（工事の施工者かつ調査者）	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎
住所	那覇市泉崎1丁目2番2号
現場責任者氏名	現場 一郎
連絡場所TEL	090-●●●●-●●●●
現場	を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者（分析等の実施者）
氏名又は名称及び住所	氏名 氏名 住所
事前調査・試料採取を実施した者	① 一般建築物石綿含有建材調査者 登録番号
分析を実施した者	② 株式会社記入例分析センター 代表取締役 記入 例 氏名 分析 太郎 登録番号 ●●●● 住所： 那覇市泉崎1丁目2番2号
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す	その他の事項
① 目視 ② 設計図書 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明	① 目視 ② 設計図書 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明
⑤ 材料の製造年月日	

注）工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

中部保健所長 殿

沖繩市美原1丁目6番28号
届出者 中部保健所 所長 中部 保太郎
098-●●●●-●●●●●●

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	沖繩市美原1丁目6番28号 (届出対象特定工事の名称) 中部保健所解体工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎 那覇市泉崎1丁目2番2号		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 _____ 1 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 2022年 10月 5日	※整理番号	
	至 2022年 10月 31日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 ② 石綿を含有する断熱材 ③ 石綿を含有する保温材 ④ 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	20 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 300m ² (3階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	保健所記入例株式会社 現場代理人 現場 太郎 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-●●●●-●●●●●●	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社石綿記入例 現場代理人 石綿 健司 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-●●●●-●●●●●●	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

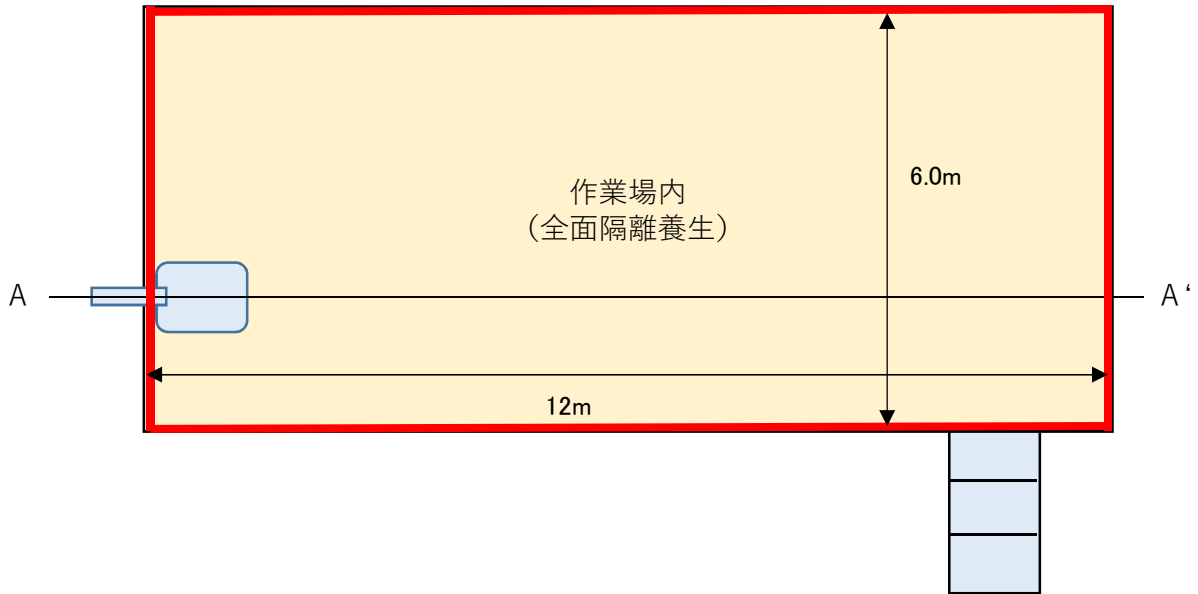
特定粉じん排出等作業における措置		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものではないときは、その理由		非該当
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	2
	排気能力 (m ³ / m i n)	60m ³ /min (1時間当たり換気回数 4回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	HEPAフィルタ 99.97%以上
使用する資材及びその種類		HEPAフィルター付き集じん機、粉じん飛散防止処理剤、ディスクサンダー、養生用シート(厚さ0.15mm)、養生テープ等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		非該当

- 備考 1 本様式は特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

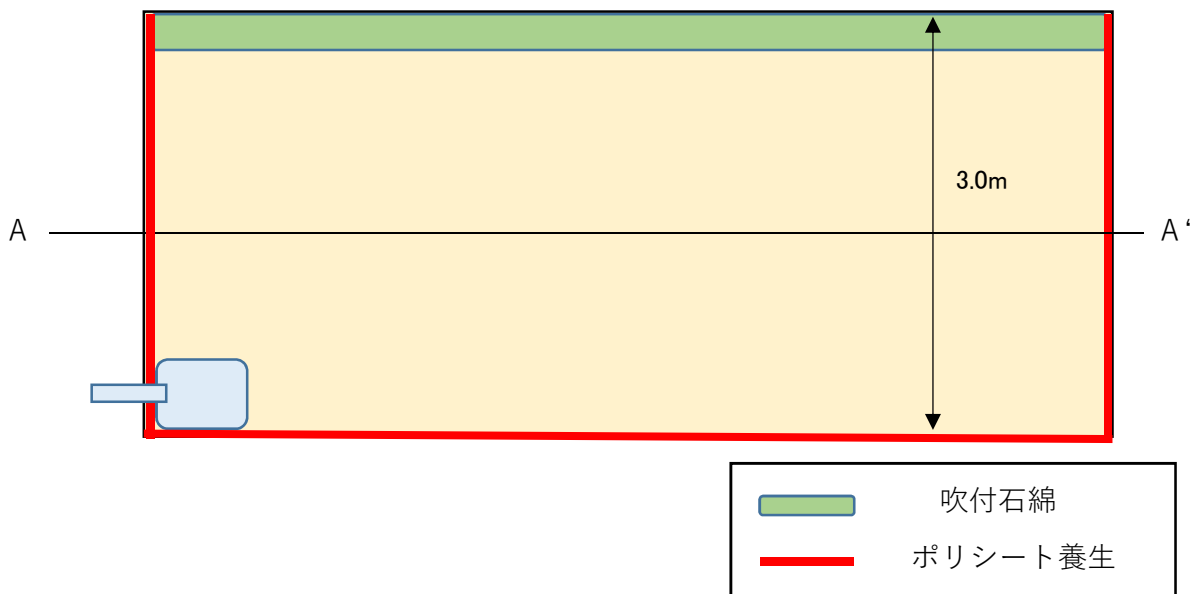
養生平面図・断面図

－吹付石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法

立体駐車場（平面図）



立体駐車場（断面図）

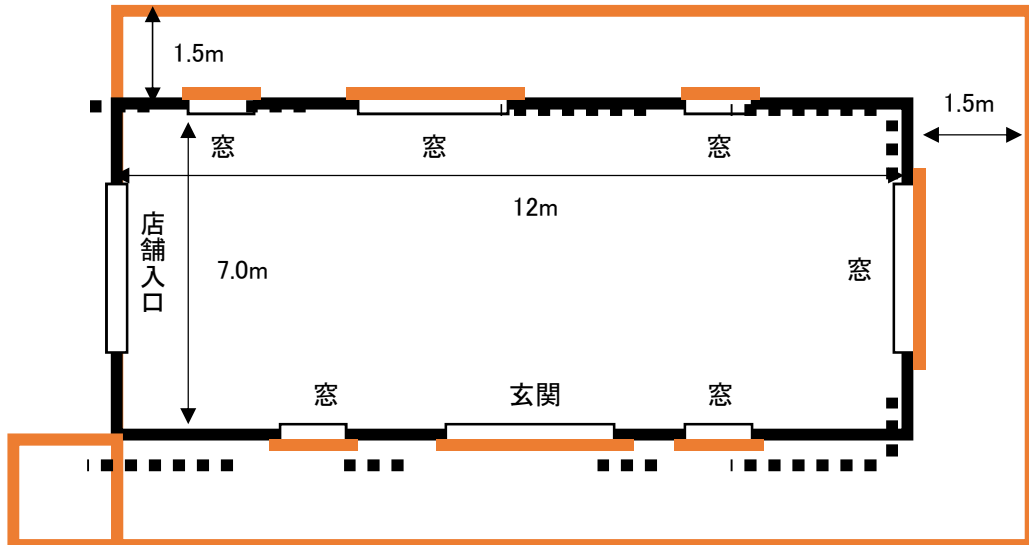


- 吹付石綿等が使用されている箇所（天井）以外の全面（床・壁）及び外部への開口部（換気扇・排水口など）をポリシートで養生し、外部と隔離する
- 作業場出入り口には3室構成のセキュリティゾーンを設置する

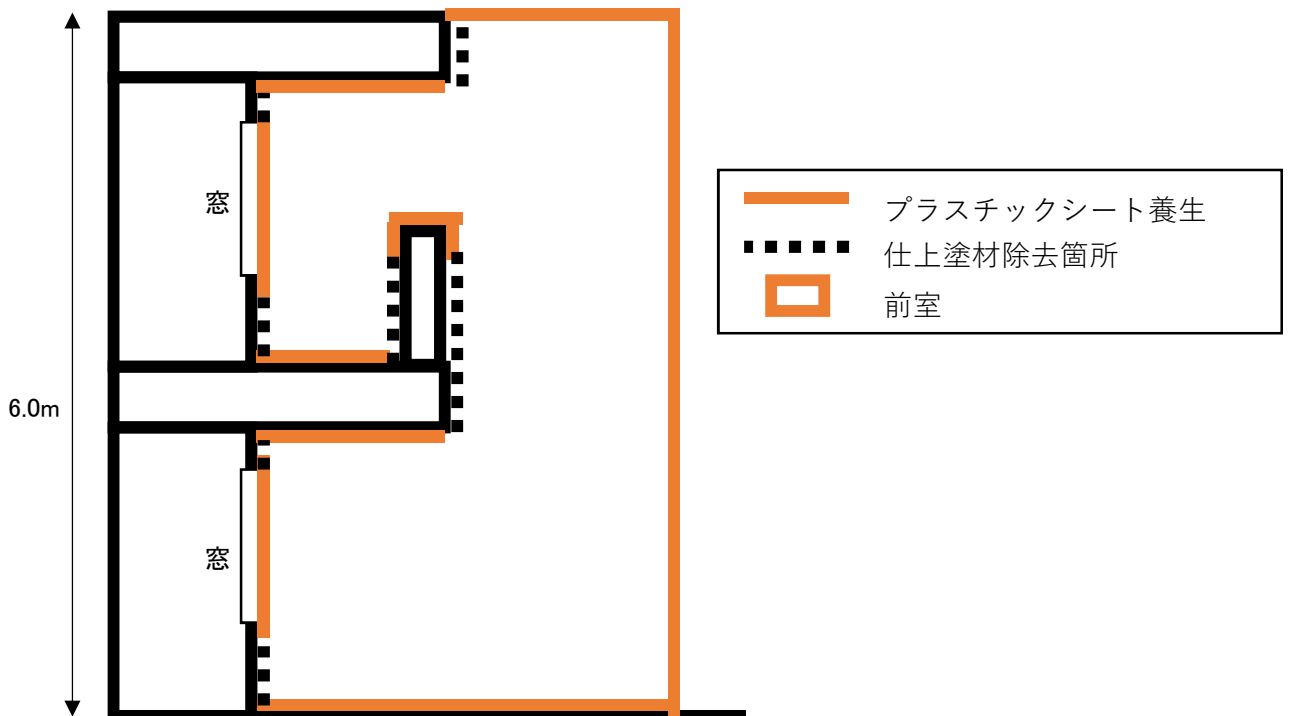
養生平面図・断面図

－仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを使用して除去する工法

(平面図)



(断面図)

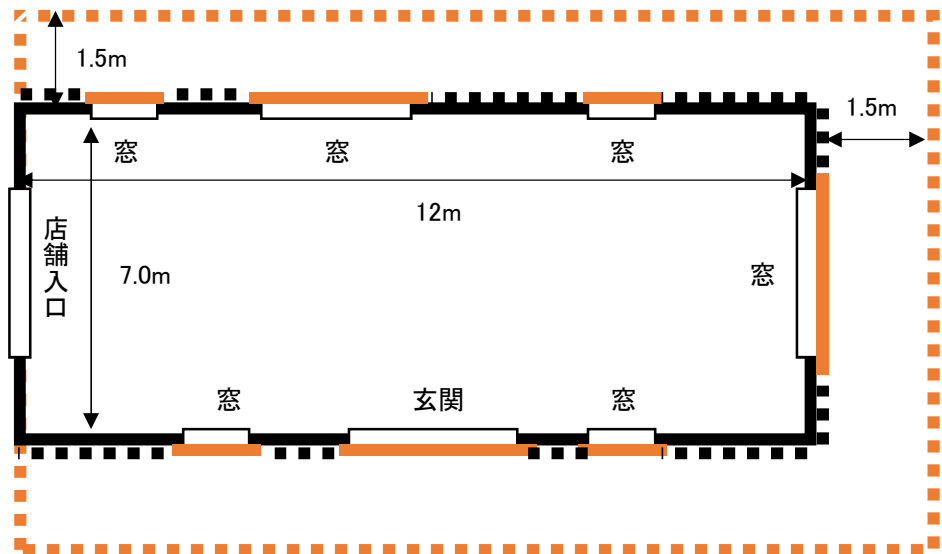


- 仕上塗材が使用されている箇所（壁面）以外の全面（床・上部・側面）をポリシートで養生し、外部と隔離する
- 作業場出入り口には前室を設置し、プラスチックシートののれんを垂らす

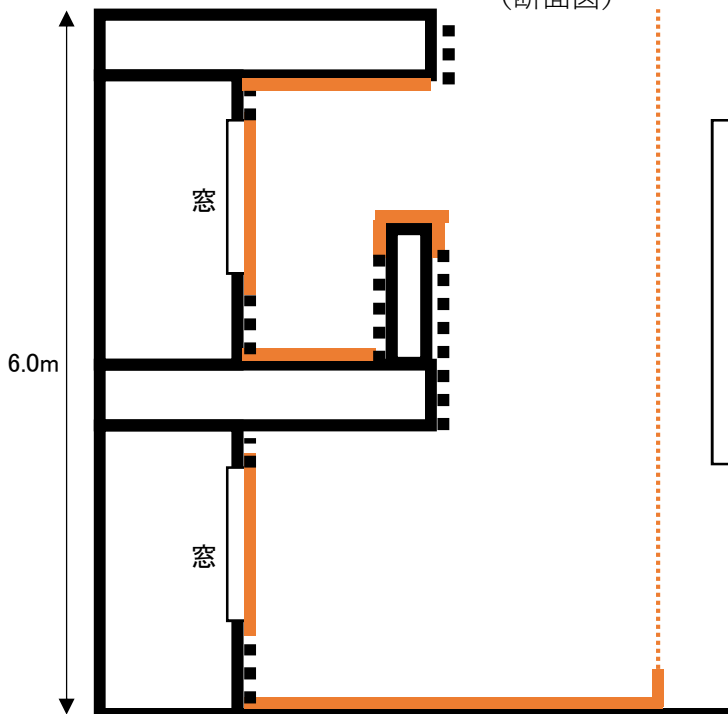
養生平面図・断面図





－仕上塗材を電動グラインダー・サンダーを**使用せず**除去する工法

(平面図)



(断面図)



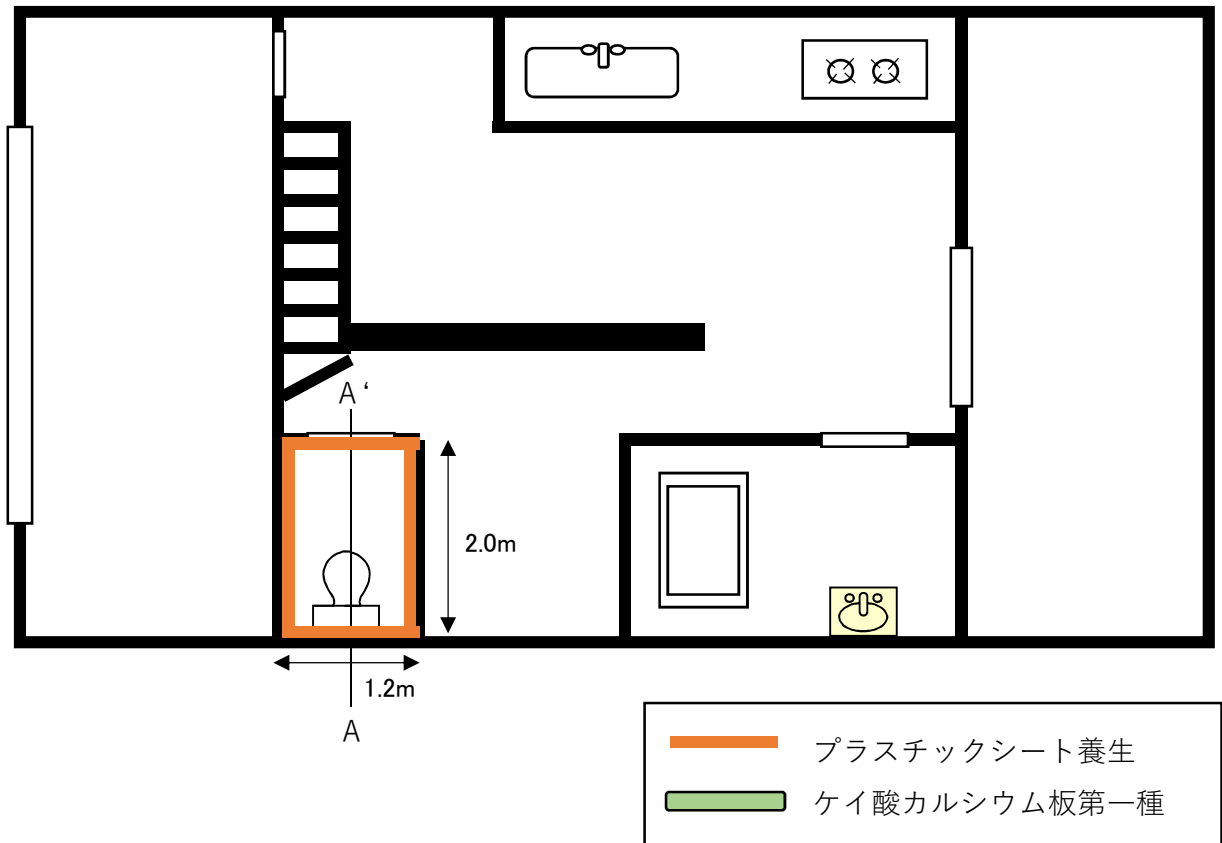
-  プラスチックシート養生
-  仕上塗材除去箇所
-  周辺養生範囲
-  汚水・破片が飛散する場合に追加する養生

□ 仕上塗材が使用されている箇所（壁面）の下部や、湿潤により発生する汚水、除去作業時の破片・汚泥が飛散・落下する範囲を養生する

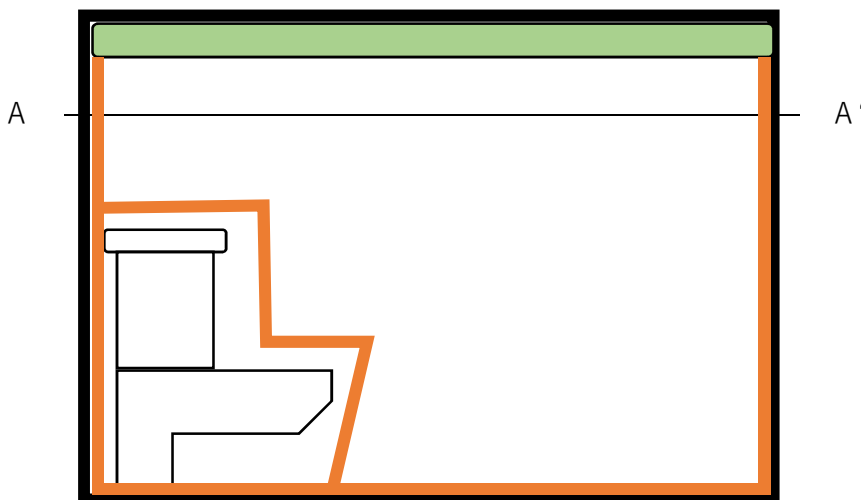
養生平面図・断面図

－ケイ酸カルシウム板第一種を除去する工法－

(平面図)



(断面図)

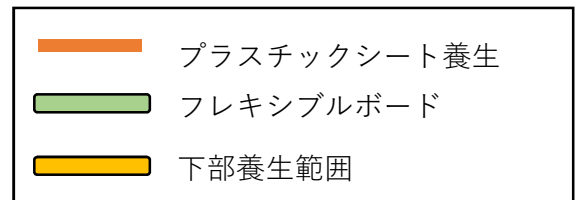
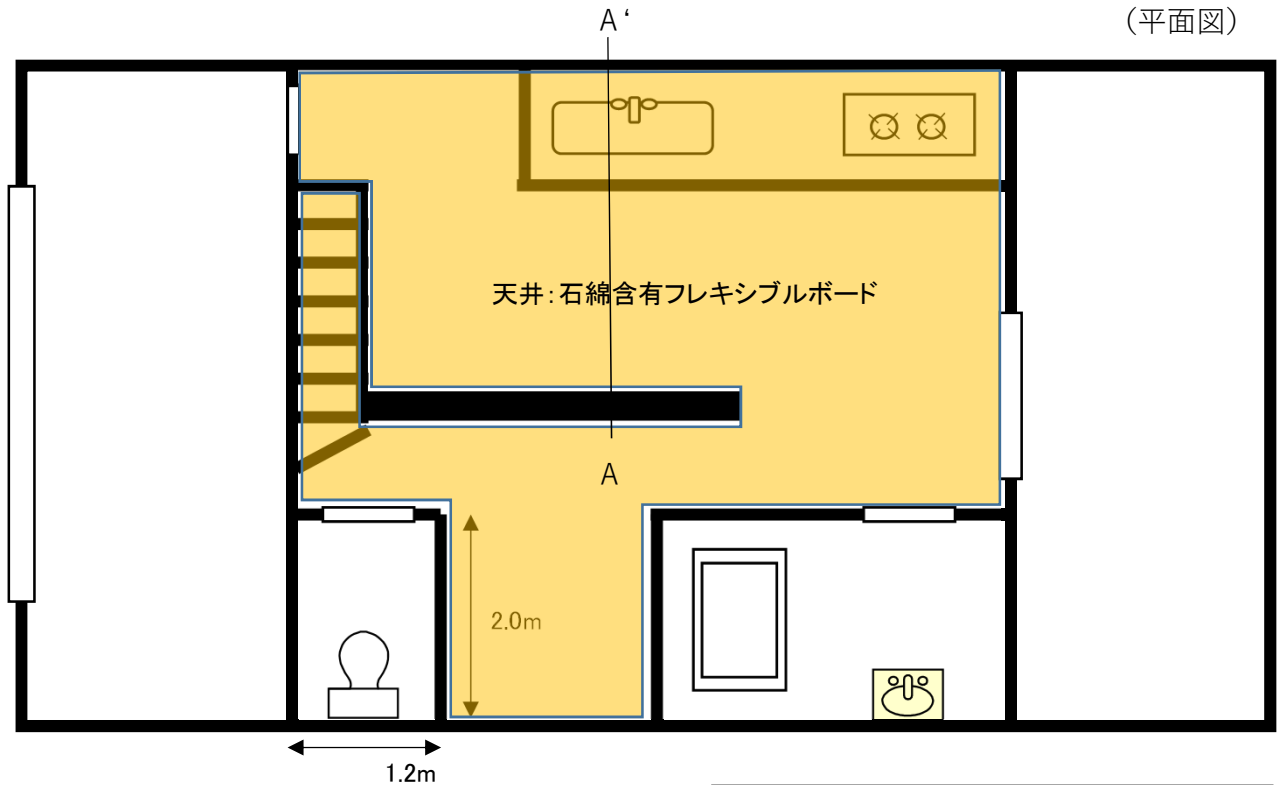


- ケイ酸カルシウム板第一種が使用されている箇所（天井）以外の全面（床・壁）及び、清掃の妨げとなる設置物の周囲（トイレ便器等）をプラスチックシートで養生する
- 作業場出入り口にはプラスチックシートをのれん状に垂らす

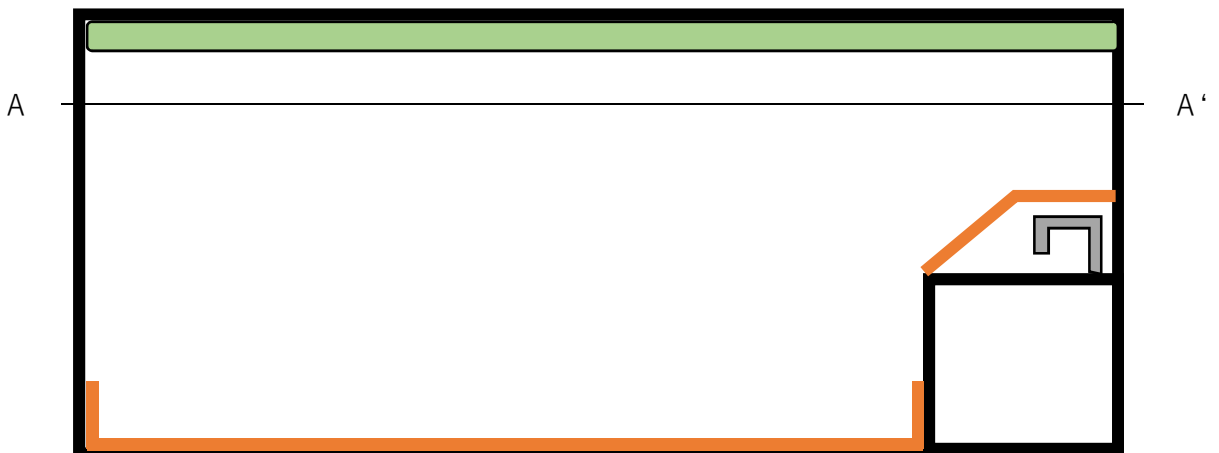
養生平面図・断面図

－その他の石綿含有成形板等を除去する工法－

(平面図)



(断面図)



- フレキシブルボードが使用されている箇所（天井）の下部（床）及び、清掃の妨げとなる設置物の周囲（台所シンク等）をプラスチックシートで養生する
- 床面の端は、汚水が流出しないように立ち上がりを作る

集じん機設置台数計算書

(1) H E P A フィルター付き集じん装置の性能

High : 250m³/hr

Low : 100m³/hr

(2) 作業場・セキュリティゾーンの体積計算

作業場体積

$$= \text{床面積} \times \text{高さ} = 80\text{m}^2 \times 3\text{m} = 240\text{m}^3$$

セキュリティゾーン体積

$$= \text{幅} \times \text{奥行} \times \text{高さ} = 1\text{m} \times 3\text{m} \times 2\text{m} = 6\text{m}^3$$

全体体積 = 作業場体積 + セキュリティゾーン体積

$$= 240\text{m}^3 + 6\text{m}^3$$

$$= 246\text{m}^3$$

(3) H E P A フィルター付き集じん装置の設置台数計算

作業場内の空気を、1時間に4回換気できる能力を確保する。

$$\text{必要な換気能力} = \text{全体体積} \times 4 = 246\text{m}^3 \times 4 = 984\text{m}^3$$

必要な設置台数 = 必要な換気能力 ÷ 集じん装置1台の換気能力

$$= 984\text{m}^3 \div 250\text{m}^3/\text{hr}$$

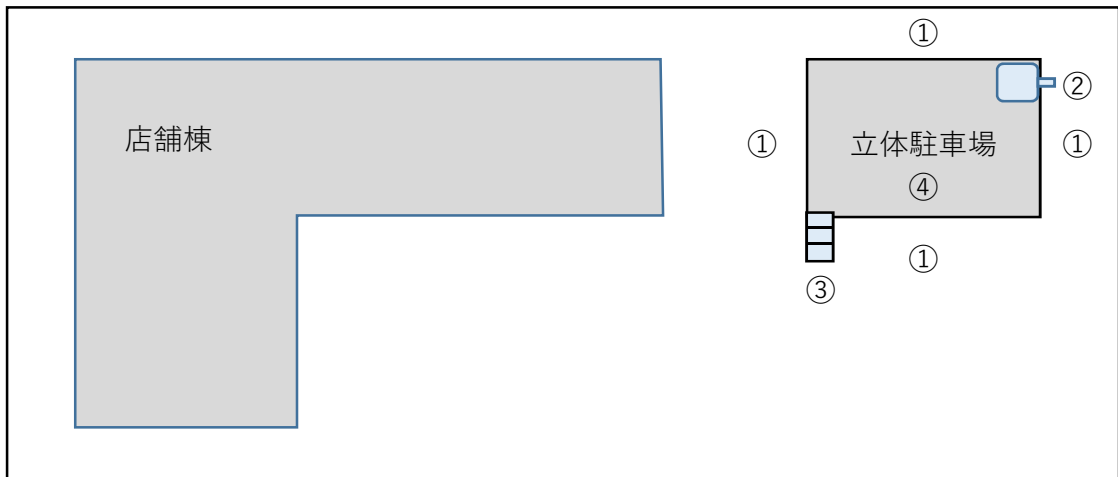
$$= 3.936$$

→ 4台をHighで稼働すれば必要な能力を確保できる

大気環境測定計画

(1) 測定時機・箇所・条件・管理指標

測定時機	測定箇所	測定 点数	測定流 量 (L/min)	測定 時間 (min)	採気 量 (L)	管理 指標 (f/L)
作業中	①施工区画周辺	4	10	240	2400	1未満
	②除じん装置排気口周辺	1	5	120	600	1未満
	③セキュリティゾーン出入り口	1	5	120	600	1未満
養生解体前	④作業場内	1	5	240	2400	1未満



(敷地平面図)

(2) 測定結果が管理指標を超過した場合の対応

測定時機	測定箇所	管理指標超過時の対応
作業中	①施工区画周辺	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 作業中に判明した場合、作業を一時停止して原因調査・改善措置を講じ、粉じんの漏えいが無くなったことを確認してから再開する ❑ 保健所に連絡し、指導を受ける ❑ 周辺住民等に漏えい事実の説明を行う
	②除じん装置排気口周辺	
	③セキュリティゾーン出入り口	
養生解体前	④作業場内	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 作業場内の清掃・換気等を行い、再度測定する ❑ 管理指標を下回るまで測定・清掃等を繰り返す

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(発注者)

中部保健所 所長 中部 保太郎 様

保健所記入例株式会社

(元請業者) 法人名 代表取締役
代表者氏名 記入 例太郎

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地

中部保健所 沖縄市美原1丁目6番28号

- 除去等作業を行った者

株式会社石綿記入例 代表取締役 石綿 除去太郎

- 作業の概要

別添「作業報告写真一式」

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- 確認年月日

2022年10月31日

- 確認者の氏名

石綿 健司

- 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- 完了年月日

2022年10月31日

4. 申し送り事項

- 異常時の対応

外壁下地調整剤除去時に、強風により養生の一部損壊があり、作業を停止して修繕した。

- 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

強風時の対応をしやすくするため、隔離養生を3区画に分割した。

この書面の説明を受けました。

発注者氏名 中部保健所 所長 中部 保太郎

年 月 日

22. 問い合わせ窓口一覧

市町村	管轄	連絡先
国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療部 北部保健所	〒905-0017 沖縄県名護市大中2-13-1 電話：0980-52-2636（生活環境班） FAX：0980-53-2505
恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療部 中部保健所	〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-28 電話：098-989-6610（環境保全班） FAX：098-938-9779
浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、豊見城市、南風原町、南城市、与那原町、八重瀬町、糸満市、西原町	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療部 南部保健所	〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平212 電話：098-889-6846（環境保全班） FAX：098-888-1348
宮古島市、多良間村	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療部 宮古保健所	〒906-0007 沖縄県宮古島市平良東仲宗根476 電話：0980-72-3501（生活環境班） FAX：0980-72-8446
石垣市、竹富町、与那国町	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療部 八重山保健所	〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438 電話：0980-82-3243（生活環境班） FAX：0980-83-0474
那覇市	【自治体】那覇市 【窓口】那覇市 環境保全課	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話：098-951-3229 FAX：098-951-3230